さいたま地方検察庁	2
千葉地方検察庁	2
水戸地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
新潟地方検察庁	1
大阪地方検察庁	7
京都地方検察庁	3
神戸地方検察庁	3
名古屋地方検察庁	5
津地方検察庁	1
広島地方検察庁	3
山口地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	4
熊本地方検察庁	1
那覇地方検察庁	1
仙台地方検察庁	2
札幌地方検察庁	3
高松地方検察庁	1

さいたま地方検察庁	2
千葉地方検察庁	2
静岡地方検察庁	1
大阪地方検察庁	7
京都地方検察庁	3
神戸地方検察庁	3
名古屋地方検察庁	5
広島地方検察庁	3
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	4
熊本地方検察庁	1
仙台地方検察庁	2
札幌地方検察庁	3
高松地方検察庁	1

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

○出入国在留管理庁訓令第１号

地方出入国在留管理局長
地方出入国在留管理局支局長
地方出入国在留管理局出張所長
地方出入国在留管理局支局出張所長

出入国在留管理庁長官　佐々木聖子

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和２年３月30日

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令（平成31年出入国在留管理庁訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表	**別表**
札幌出入国在留管理局首席審査官	札幌出入国在留管理局首席審査官
札幌出入国在留管理局函館出張所長	札幌出入国在留管理局函館出張所長
札幌出入国在留管理局旭川出張所長	札幌出入国在留管理局旭川出張所長
札幌出入国在留管理局釧路港出張所長	札幌出入国在留管理局釧路港出張所長
札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所長	札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所長
札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所首席審査官	仙台出入国在留管理局首席審査官